

# 令和元年第2回臨時会 五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和元年 7月31日  
閉 会 令和元年 7月31日

五 ヶ 瀬 町 議 会

# 1 目 目

## 令和元年第2回五ヶ瀬町議会臨時会会議録

令和元年 7月31日

### ○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2. 会期の決定について
- 日程第 3. 諸般の報告
- 日程第 4. 議案第45号  
工事請負契約の締結について
- 追加日程第 1. 議長辞職の件について
- 追加日程第 2. 議長選挙について
- 追加日程第 3. 議席の一部変更について
- 追加日程第 4. 副議長辞職の件について
- 追加日程第 5. 副議長選挙について
- 日程第 5. 常任委員会、議会運営委員会及び後方編集委員会委員の選任について
- 追加日程第 6. 議長発議  
特別委員会の設置及び委員の選任について
- ・行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任
  - ・新庁舎建設調査検討特別委員会委員の選任
- 追加日程第 7. 一部事務組合議会議員の選挙について
- ・西臼杵広域行政事務組合議会議員
  - ・宮崎県北部広域行政事務組合議会議員
- 追加日程第 8. 発議第3号  
議員の派遣について

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 政國 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
6 番 白瀧 徹哉 議員	7 番 甲斐 松男 議員
8 番 甲斐 啓裕 議員	9 番 小笠まゆみ 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	猪野 貴一
監 査 委 員	菊池 孝男

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	戸高 勝洋	建 設 課 長	田原 昭生
企 画 課 長	小迫 幸弘	会 計 室 長	北島 隆二
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	甲斐津世志
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	垣内 広好
書 記	西川 公香

午前10時01分開会

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（小笠まゆみ君） ただいまから令和元年第2回五ヶ瀬町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（小笠まゆみ君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、甲斐啓裕議員、2番、佐藤成志議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（小笠まゆみ君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第180条の規定により、報告がありました。報告内容はお手元にある報告書のとおりであります。これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第45号

○議長（小笠まゆみ君） 次に、日程第4、議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第45号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき5,000万円以上の工事請負契約の締結においては、議会の議決が必要とされています。

本件は、平成31年度五ヶ瀬町総合公園Gーパーク、陸上競技場トラック改修工事における、

工事請負契約であります。同工事は平成10年度に建設された陸上競技場トラックの老朽化に伴い、改修を行うものであります。この工事につきましては、建設工事共同企業体3社による指名競争入札を去る7月24日に行い、その結果、矢野・スポーツテクノ和広建設工事共同企業体、代表者株式会社矢野興業、代表取締役矢野智久氏が落札し、工事請負金額は、2億2,194万円であります。工期は契約の日から令和元年12月20日までとしております。なお、設計、変更に伴う請負金額の2割以内の変更につきましては、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分に対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小笠まゆみ君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小笠まゆみ君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。議案第45号工事請負契約の締結については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小笠まゆみ君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の退場を求めます。なお、庁舎内にて待機をお願いします。

〔執行部退場〕

○議長（小笠まゆみ君） ここで、私の一身上のことで、ただいまより、副議長に交代いたします。

○副議長（白瀧 徹哉君） 議長、小笠まゆみ議員から、議長の辞職願が、提出されています。

お諮りします。議長辞職の件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 議長辞職の件について

○副議長（白瀧 徹哉君） 追加日程第1、議長辞職の件を、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小笠まゆみ議員の退場を求めます。

[小笠まゆみ議員退場]

○副議長（白瀧 徹哉君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（垣内 広好君） 事務局長です。議長より、辞職願が出されておりますので、朗読いたします。

五ヶ瀬町議会副議長白瀧徹哉殿。五ヶ瀬町議会議長小笠まゆみ。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（白瀧 徹哉君） お諮りします。

小笠まゆみ議員の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。

したがって、小笠まゆみ議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

小笠まゆみ議員の入場を求めます。

[小笠まゆみ議員入場]

○副議長（白瀧 徹哉君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を、日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

---

### 追加日程第2. 議長の選挙について

○副議長（白瀧 徹哉君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に甲斐政国議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました甲斐政国を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白瀧 徹哉君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました甲斐政国議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された甲斐政国議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。甲斐政国議員、発言を求めます。

○議員（1番 甲斐 政国君） ただいま、議長の就任をいただきました甲斐政国でございます。

謹んで議長の大役をお引き受けいたします。責任の重大さを痛感しておりますでございます。

後ほど、御挨拶させていただきますけれども、五ヶ瀬町議会の歴史と伝統を重んじ、その名に恥

じぬように議長職に専念する覚悟でございます。皆さま方のなお一層の御指導、御支援、御協力を

をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（白瀧 徹哉君） 甲斐政国議長におかれましては、議長就任まことにおめでとうございます。今後も、議会の牽引役として御尽力願います。

これで代理議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩とします。

午前10時14分休憩

.....

〔副議長退席、議長着席〕

.....

午前10時18分再開

○議長（甲斐 政国君） 休憩を閉じ、再開いたします。

----- . ----- . -----

### 追加日程第3. 議席の一部変更について

○議長（甲斐 政国君） お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政国君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日



程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配付をしました議席表のとおりです。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議席表のとおり議席を変更することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時 分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ただいま副議長白瀧徹哉議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

#### 追加日程第4. 副議長辞職の件について

○議長（甲斐 政國君） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、白瀧徹哉議員の退場を求めます。

〔白瀧徹哉議員退場〕

○議長（甲斐 政國君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（垣内 広好君） 事務局長です。副議長より、辞職願が出されておりますので、朗読いたします。

五ヶ瀬町議会副議長殿。五ヶ瀬町議会副議長白瀧徹哉。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。白瀧徹哉議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、白瀧徹哉議員の副議長の辞職を許可

することに、決定しました。

白瀧徹哉議員の入場を求めます。

〔白瀧徹哉議員入場〕

○議長（甲斐 政國君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長選挙を、日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

---

#### 追加日程第5．副議長選挙について

○議長（甲斐 政國君） 次に、追加日程第5、副議長選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（甲斐 政國君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。立会人は、座席番号1番、佐藤成志議員、4番、白瀧徹哉議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（甲斐 政國君） 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（甲斐 政國君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

議席番号1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（甲斐 政國君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。佐藤成志議員、白瀧徹哉議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（甲斐 政國君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票中、秋本良一議員5票、綾健一議員3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、秋本良一議員が議長に当選されました。

ただいまの選挙により、副議長に当選された秋本良一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項によって、当選の告知を行います。秋本良一議員の発言を求めます。

○議員（4番 秋本 良一君） 秋本良一です。ただいま、副議長を拝命いたしました。議員の皆さま方の日ごろからの御指導に心から感謝をいたしております。

今後、議長と一緒にしながら、この議会の改革、また町民の立場になりまして、精進してまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆さま方の相変わらずの御指導をよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

---

#### 日程第5. 常任委員会、議会運営委員会及び広報編集委員会委員の選任について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、常任委員会及び、議会運営委員会及び広報編集委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。各委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定のとおり、議長が指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名することに決定しました。なお、正副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会で互選の上、議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩とします。

午前10時35分休憩

.....  
午前11時25分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩前に引き続き会議を開きます。委員会条例第7条第1項の規定によって各委員会委員を指名します。

総務農林常任委員会に、甲斐松男議員、甲斐啓裕議員、白瀧徹哉議員、秋本良一議員、以上4名。文教福祉常任委員会に、小笠まゆみ議員、佐藤成志議員、綾健一議員、甲斐政国、以上4名。議会運営委員会に、白瀧徹哉議員、綾健一議員、小笠まゆみ議員、甲斐松男議員、以上4名。広

報編集委員会に、綾健一議員、白瀧徹哉議員、小笠まゆみ議員、甲斐政国、以上4名を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政国君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員会、議会運営委員会及び広報編集委員会委員の選任を決定しました。

ここで、各委員会の正副委員長を事務局長から報告させます。

○事務局長（垣内 広好君） 事務局長です。敬称は略します。

総務農林常任委員会、委員長甲斐松男、副委員長甲斐啓裕、文教福祉常任委員会、委員長小笠まゆみ、副委員長佐藤成志、議会運営委員会、委員長白瀧徹哉、副委員長綾健一、広報編集委員会、委員長綾健一、副委員長白瀧徹哉。

以上です。

○議長（甲斐 政国君） 新しい議会構成が、ただいま事務局長の報告のとおり決定しました。

---

#### 追加日程第6．議長発議

○議長（甲斐 政国君） 次に、追加日程第6、議長発議、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。行財政改革特別委員会は、平成29年8月から本年6月までに、直面する様々な課題や今後に向けた対策等を協議してまいりましたが、五ヶ瀬町行財政改革の取り組み方針や、第三セクターの運営など、今後も引き続き調査を進める必要があります。

したがって、委員会条例第5条の規定により、議長を除く7名の委員で構成する行財政改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政国君） 異議なしと認めます。

行財政改革特別委員会の設置については、議長を除く7名の委員で設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ここで、行財政改革特別委員会及び新庁舎建設調査検討特別委員会の正副委員長を事務局長から報告させます。

○事務局長（垣内 広好君） 事務局長です。敬称は略します。

行財政改革特別委員会、委員長秋本良一、副委員長小笠まゆみ、新庁舎建設調査検討特別委員会委員長、白瀧徹哉、副委員長、甲斐啓裕。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 行財政改革特別委員会の構成がただいま事務局長報告のとおり決定しました。

---

追加日程第7. 一部事務組合議会議員の選挙について

○議長（甲斐 政國君） 次に、追加日程第7、一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに、決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西臼杵広域行政事務組合議会議員に、甲斐松男議員、小笠まゆみ議員、と私、甲斐政国を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しましたとおり、甲斐松男議員、小笠まゆみ議員と甲斐政国を、西臼杵広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま、指名しました甲斐松男議員、小笠まゆみ議員と甲斐政国が当選されました。甲斐松男議員、小笠まゆみ議員と甲斐政国が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

次に、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に、甲斐松男議員、小笠まゆみ議員を指名します。

お諮りします。ただいま、指名したとおり、甲斐松男議員、小笠まゆみ議員を、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま、指名しました、甲斐松男議員、小笠まゆみ議員が、当選されました。甲斐松男議員、小笠まゆみ議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時32分休憩

.....  
午前11時38分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、日程第5から追加日程第7までの議会構成の結果について、事務局長から報告させます。

○事務局長（垣内 広好君） 事務局長です。それでは、本日決定されました議会構成につきましてご報告します。敬称は略します。

議長、甲斐政国、副議長、秋本良一。

まず、総務農林常任委員会、委員長甲斐松男、副委員長甲斐啓裕、委員、白瀧徹哉、委員、秋本良一。

次に、文教福祉常任委員会、委員長小笠まゆみ、副委員長佐藤成志、委員、綾健一、委員、甲斐政国。

次に、議会運営委員会、委員長白瀧徹哉、副委員長綾健一、委員、甲斐松男、委員、小笠まゆみ。

次に、広報編集委員会、委員長綾健一、副委員長白瀧徹哉、委員、小笠まゆみ、委員、甲斐政国。

次に、行財政改革特別委員会、委員長秋本良一、副委員長小笠まゆみ、議長を除く7名で構成します。

新庁舎建設調査検討特別委員会、委員長白瀧徹哉、副委員長甲斐啓裕。

西白杵広域行政事務組合議会議員、甲斐松男、小笠まゆみ、甲斐政国。

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員、甲斐松男、小笠まゆみ。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 新しい議会構成が、ただいま、事務局長報告のとおり決定しました。

このたびの改選で、議長に就任いたしました甲斐政国でございます。就任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員歴は2期目の後半ということで、経験不足あるいは知識、見識不足というのは否めませんが、私はこれまで前職も通して、大事にしてきた言葉がございます。上杉鷹山の言葉で、為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけりでございます。これからもこの言葉を胸に、五ヶ瀬町議会の歴史と伝統を重んじ、その名に恥じぬよう、議長職に専念する覚悟でございます。

議員の定数も今現在1名減っております、大変厳しい活動を強いられておりますが、議員一

人一人が協調性を高め、信頼関係を密にして、町民の負託に応えるため、議会運営、議会活動に努めなければならないと考えます。議員の皆さま方のさらなる御支援、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、我々の最高規範であります議会基本条例を遵守し、議会改革を進め、町民の議会離れ、議員の成り手不足にも対処していかなければならないと考えております。

次に、町長を初め、執行部の皆さま方におかれましては、議会と執行部、目指す方向は1つでございます。町民の福祉の向上、福祉の増進、町民一人一人がいかに幸せで、安心安全に住み続けられるまちづくりをするのか、これからもさまざまな問題を提案しながら、協議していくことになろうかと思っております。御理解の上、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ、簡単で意を尽くせませんが、以上を申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りします。発議第三号、議員の派遣についてが提出されました。ただちにこれを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第8 発議第3号

○議長（甲斐 政國君） 追加日程第8、発議第3号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。発議第3号議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から御挨拶をお願いします。

○町長（原田 俊平君） 町長、原田でございます。

本日の第2回五ヶ瀬町臨時会議、無事新たな議会構成も決定したいということで、先ほど新たな甲斐政国新議長さんのほうから御挨拶の中で、執行部との両輪の中でのまちづくり、町民の福祉の向上、含めた取り組みについて一緒に取り組みたいというありがたいお言葉でございます。我々も一丸となって、議会としっかり議論しながら、この次なる五ヶ瀬町のまちづくりの邁進してまいりたいと思っております。

新たな甲斐議長以下、議員の皆さまにも町行政に御協力いただき、ともにまちづくりに邁進し

ていただけることを切に願っております。本日の臨時議会、誠にお疲れさまでした。

○議長（甲斐 政國君） 町長及び執行部の皆様におかれましては、お互いに切磋琢磨しながら、町政発展に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

---

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

令和元年第2回五ヶ瀬町議会臨時会を閉会します。どうもご苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時47分閉会

---



○ 令和元年第2回臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第45号	工事請負契約の締結について	令和元年 7月31日	原案可決
議長発議	行財政改革特別委員会の設置に関する決議について	令和元年 7月31日	原案可決
議長発議	行財政改革特別委員会委員の選任について	令和元年 7月31日	原案可決
議長発議	新庁舎建設調査検討特別委員会委員の選任について	令和元年 7月31日	原案可決
発委第3号	議員派遣について	令和元年 7月31日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

議 長

署名議員

署名議員